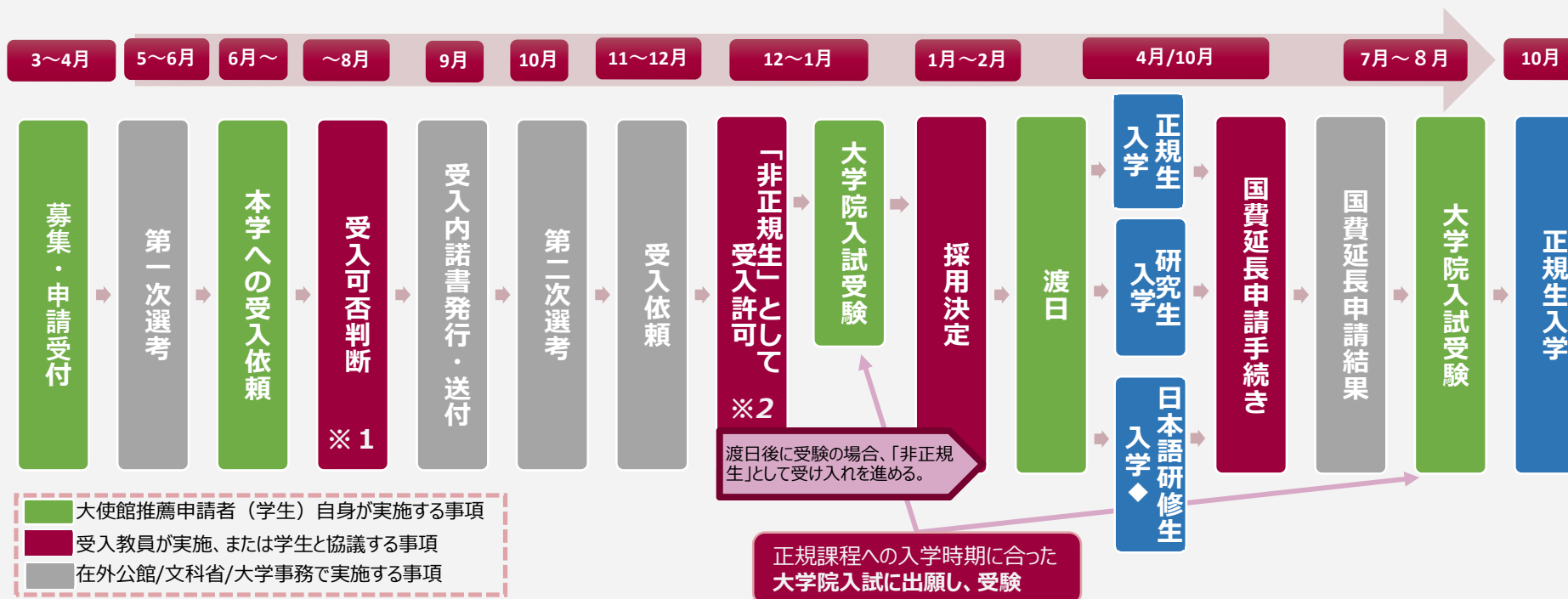


大使館推薦による国費留学生（研究留学生）受入スケジュール

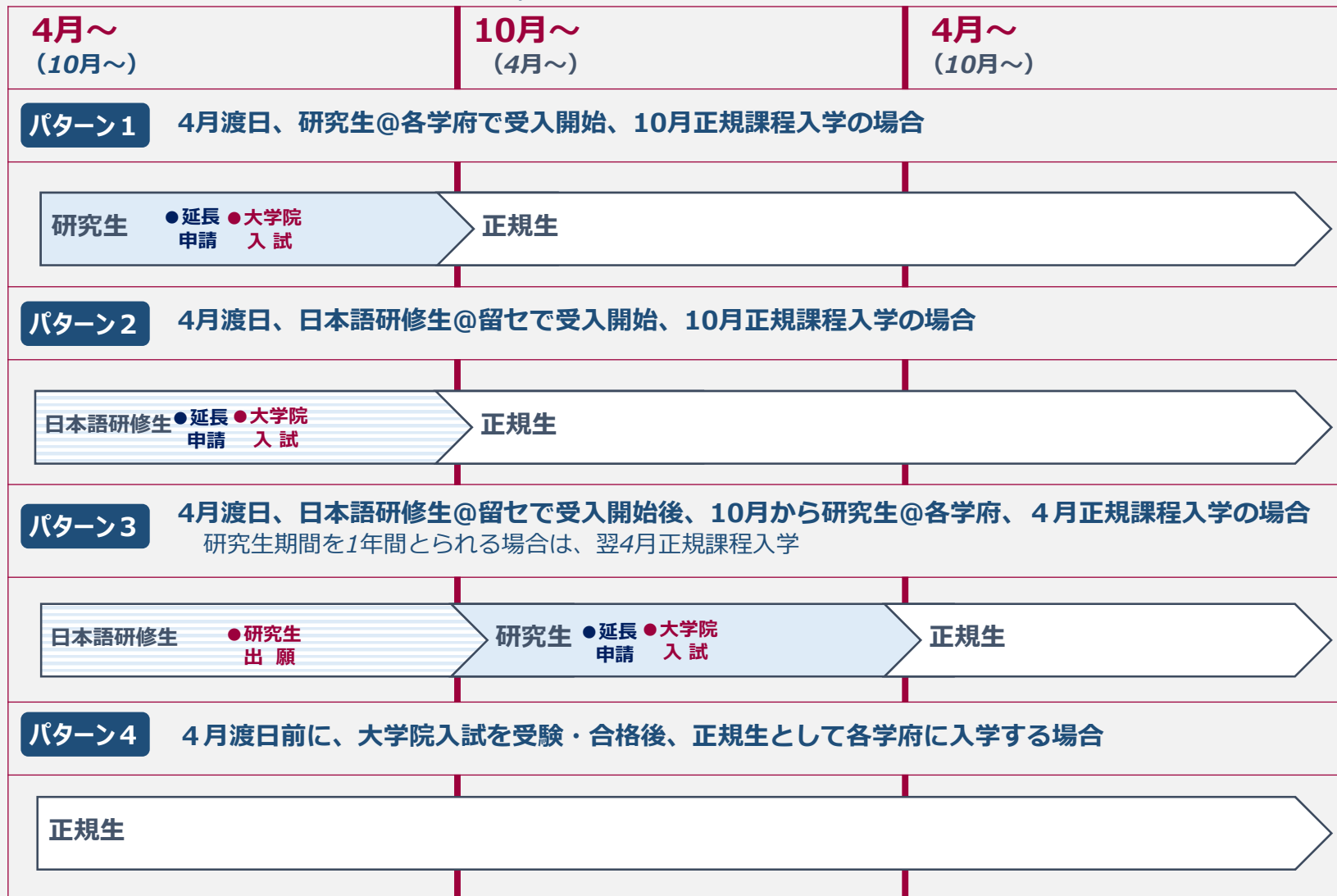


- ※1 申請者が在外公館に申請し、第一次選考を通過した場合、申請者から本学国際部に申請書類一式が送られてきます。国際部から理学学生支援係を経由し、受入希望教員に受入可否の判断をしていただくようにメール連絡します。
(注) 申請者から教員に直接連絡があることが稀にあります。
連絡があった場合は、学生支援係 (rixgksien@jimu.kyushu-u.ac.jp)にお知らせください。
受入可否については、申請書類（研究計画、成績証明書等）及びオンライン面接等を実施の上、十分にご検討ください。
受入可の場合は、受入内諾書を作成していただきます。受入内諾書は学生支援係から申請者に送付します。
*外国人留学生の入口管理手続きは、学生支援係で行いますが、必要事項等伺いますので、ご協力ください。
- ※2 この時点では、大学院入試に合格していないため、「研究生」または「日本語研修生*」として受入手続きを行います。
4月もしくは10月に渡日時の受入身分及びその後の正規課程入学時期については、当該学生と話し合って決定してください。
入学時期に合う大学院入試に出願および受験するよう指導してください。
- ◆日本語研修生
本学留学生センターに在籍し、渡日後6か月間の日本語等予備教育（日本語、日本文化）を受講。
相当の日本語能力を有する者、受入教員が予備教育の必要を認めない者は受講不要。

【受入身分及び進学日程例】
国費留学生として受入身分および進学例を次ページに記載していますので、参考になさってください。

国費留学生（大使館推薦）受入身分及び進学スケジュール例

本学で受入可とした国費留学生（大使館推薦）の受入身分や進学スケジュールを検討する際の参考としてください。



* 10月渡日の場合は、上記の4月を10月に、10月を4月に読み替えてください。



国費奨学金の支給期間

研究生としての期間が予備教育期間（日本語研修生）を含めて2年以内で、かつ、奨学金支給期間内に新たな課程に進学する者は支給期間の延長申請*をすることができます。（*例）研究生→修士/博士課程、修士課程→博士課程など）

延長申請については学生と話し合い、学生支援係からお知らせする期限までに提出するよう学生に指導ください。

正規課程の奨学金支給期間は修業年限数（修士：2年、博士：3年）となっています。留年を理由に期間を延長することはできません。